

〈論文〉

## 北海道における六次産業化の現状

武者 加 苗

### 1. はじめに

2010年度に公布された「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(いわゆる六次産業化法)を追い風に、日本全国でワイナリーの設立が急増している。ワイン産業が六次産業化と結びつけられる理由として、生産されたブドウ(一次産業)がワインに醸造され(二次産業)、ワイナリーで販売されるか併設のレストランやオーベルジュで提供される(三次産業)ことが、ワインの一大産地であるヨーロッパやカリフォルニアで盛んであることがあげられる。鮮度が落ちやすいブドウは収穫してすぐ醸造する必要がある、一次産業と二次産業が極めて近くに立地する合理性がある。また、ブドウを作る地域特性であるテロワールがワイン生産には重要であり、ワイン愛好家は生産された土地を訪れることを好む。これを利用したワインツーリズムは、人口減少に悩む農村部の貴重な観光資源でもあり、地域の雇用創出にもつながる。この流れは、2014年に公布された「まち・ひと・しごと創生法」(いわゆる地方創生法)にも通じており注目が高まっている。

日本では、これまでも何回かのワインブームがあったものの、それはあくまで需要側の動きであり、輸入ワインもしくは輸入果汁でその需要は満たされてきた。2012年ごろからのワインブームは供給側にもこれまでとは異なった動きがあり、どの地域のブドウを使用しているか、そのブドウはどのように栽培されてきたのか、といった原産地へのこだわりを持つ生産者が現れている。全国で酒造免許(試験製造及び期限付免許を除く)を持つワイナリーは2009年に155者、2011年に154者と横ばいであったが、2014年には176者と3年間で14%増加している。北海道に限定しても、国税庁認可ベースで2011年に同7者であったが2014年には同9者と増加している。試験製造などの製造や開業予定のワイナリーを含めると、その数はさらに上乗せされる。

そこで、本稿では北海道のワイナリーの2016年度迄の最新状況を整理するとともに、その特色を明らかにする。

本稿の構成は以下のとおりである。第2節では全国の酒税動向からワイン産業の動向を述べたのちに北海道のワイナリーを整理し、直近の動きをまとめる。第3節ではワイン生産の課題を指摘する。第4節では調査結果をまとめるとともに、北海道の今後の動向について言及する。

## 2. ワイナリーの現状

### 2-1 税収からみたワイン産業

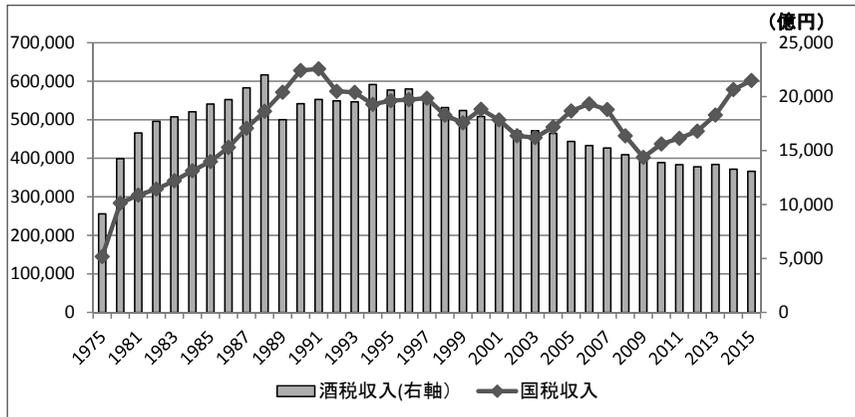
日本で流通するアルコールの現状を生産側から把握するには、国税庁課税部酒税課の統計が有用である。日本ではアルコールの生産には地域の国税局による醸造免許が必要であり、出荷の際には厳密な検査を受ける。地域別アルコールの生産量は国税庁が把握しているのである。ただし、アルコールの含有量に対しての課税であるために、アルコール度数が同じであれば課税額は等しい。

販売面から把握するためにも国税庁の統計は有用である。アルコールは醸造（生産）だけでなく販売にも免許が必要であり、販売免許を持つ酒店等からの販売量は把握できる。図表1は1975年から2015年までの国税収入と酒税収入の推移を示したものである。国税収入と酒税収入の動きは2005年ごろまでリンクしているが、その後かい離が目立つ。特に、2010年以降は消費税の引き上げや景気回復による法人税の増収で国税収入が増加しているのに対し、酒税収入は減少が続いている。減少要因として、嗜好品としての酒類の地位低下による消費量の減少や税率の安い発泡酒の開発が指摘される。

内訳をみると、酒税収入のうち増加傾向にある酒類は果実酒とリキュールである。図表2は果実酒の酒税収入（国税庁および税関分）の推移、図表3果実酒の酒税収入（国税庁分）はである。果実酒のうちワインが大半を占めることを考えると、輸入品が多いワインは国税庁課税分（すなわち国内生産）と税関課税分（すなわち輸入品）のかい離がみられる。ただし、両者とも2005年以降は増加傾向にあり、他の酒類と比較しても好調な分野であると言える。日本の人口減少を考えるとワイン産業は数少ない成長分野でもあり、税収面でも堅調といえる。

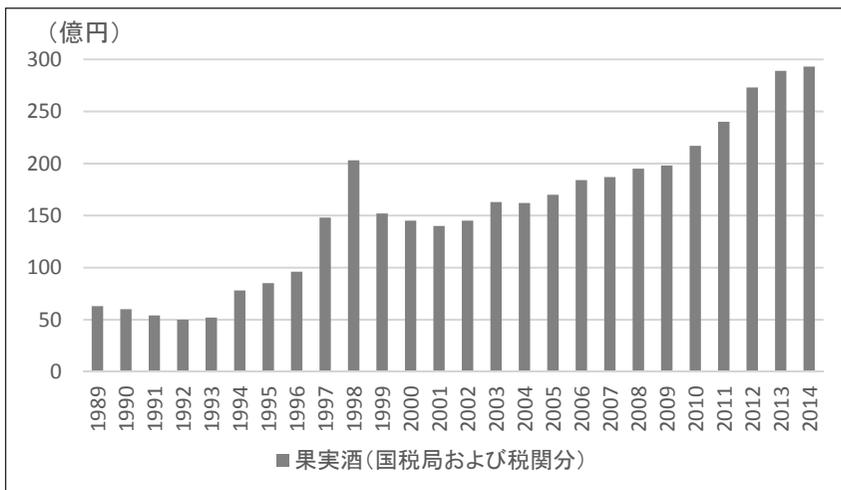
ただし、マクロ面でみた場合に国税収入に占める酒税の割合は6%（2015年）、酒税収入全体に占める果実酒の割合は5%（2014年）と決して大きいものではない。

図表1 国税収入と酒税収入の推移



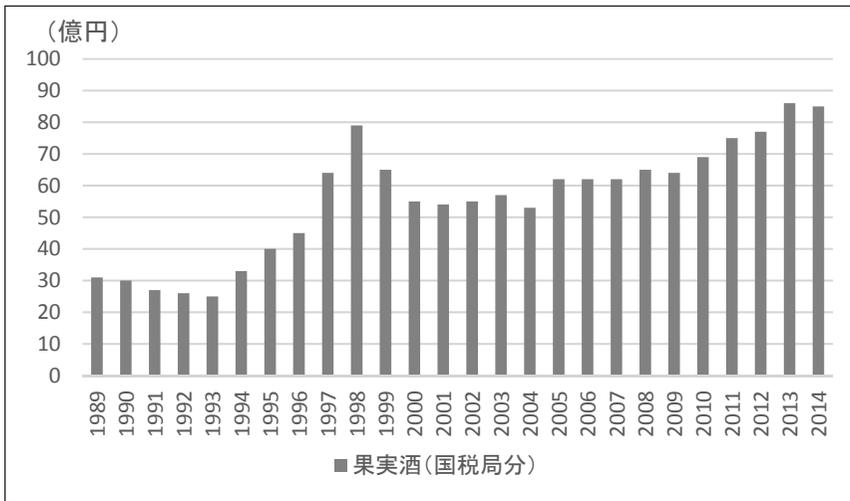
出所：国税庁

図表2 果実酒の酒税（国税局および税関分）の推移



出所：国税庁

図表3 果実酒の酒税（国税局分）の推移



出所：国税庁

## 2-2 ワイナリーを有する自治体への影響

2-1 ではマクロ面の影響をみたが、2-2 ではマイクロ面の影響をみる。酒税を各自治体レベルでみた場合に、2015 年度より国税として収納された酒税の 50%<sup>1</sup> は地方交付税の原資となるよう制度変更がなされた。また、税収以外にワイナリーにおける新規雇用の増加や新規参入者の移住による消費増などは、小規模自治体であるほど大きく影響する。

日本では農林水産業全般において、少子高齢化からくる後継者不足が問題となっているが、北海道はやや異なる動きがみられる。北海道の農業は大規模高生産性型であり、専業農家の比率が高い。池田町ブドウ・ブドウ酒研究所によると、「ブドウの 10 アールあたりの収益は 25-30 万円であり、小麦と比べて 3-5 倍になり、生産性は高い」とのことである。しかし、北海道は大型農機を使った大規模畑作が主流であり、これまで手間がかかるブドウ栽培は敬遠されてきた。

このように、北海道のブドウ農家にも後継者不足の問題がないわけではないが、後継者が見つからない畑を新規参入者が入手し、畑を整備したうえでワイナリーを新規に建築するという好循環が生じている。特に、2011 年ごろから北海道の余市町や空知地方を中心とした地域ではワイナリーの集積が起こっており、道外・道内からの新規参入者の移住が増加している<sup>2</sup>。北海道は農地価格が日本国内では相対的に安く、まとまった広大な土地が

1 地方交付税の原資としての比率であって、ワイナリーを有する自治体に酒税の 50%がそのまま還元されるわけではない。

2 農家による耕地の選択の理論についてはチューネンの農業立地論が有名である。チューネンは都市からの距離に着目して農業立地が成り立つとした。中心の大都市から自由式農業→林業、輪裁式農業、穀草

確保しやすい。中でも余市は昔からりんごやブドウの生産が盛んで、他地域にも原料ブドウを供給していることから、原料の調達地として比較優位を持っている。日本では農家は低所得で生産性が低いと認識されており、多額の補助金を受けてきた。しかし、余市の新規就農者は新規就農者向けの補助金を利用してぶどう生産だけでなくワイン醸造、販売まで行い高い生産性を上げている。また冷涼な気温を活かしたオーガニック農法や新しいブドウ品種の栽培など新しい生産方法も取り入れている。彼らは新規雇用を創出し、域外からの移住者と呼び寄せている。生産年齢人口の増加は地域のGDPや税収の増加にも寄与する。Musha (2015) では、ワイナリー産業はミクロ面でもマクロ面でも地域活性化の新しい政策モデル (sustainable policy) となることを明らかにしている。

図表4は道内で10年以上ワイナリーが立地しており、ワインを地域の特産物としている市町村の基礎情報である。札幌市、ニセコ町、乙部町を除いて10年間で大きく人口を減らしている自治体が大多数である。産業構造も一次産業中心の自治体が半数を占める。経常収支比率も90%を超えると硬直的な財政運営で苦しいと言われる目安を超えている自治体が多い。したがって、2-1でみたようにマクロでは大きな存在ではないワイン産業も、ワイナリー1軒が地域内に創設され、一家4名が移住するとなると人口数千名の自治体ではミクロでは大きな効果を持つと考えられる。

図表4 2005年以前にワイナリーが立地している市町村の状況

	住民基本台帳人口(人)	対H17人口増減率(%)	産業構造比率(%)			面積(km <sup>2</sup> )	経常収支比率(%)
			一次	二次	三次		
札幌市	1,936,016	1.7	0.5	15.2	84.3	1,121.26	94.0
函館市	271,479	△ 5.1	3.8	17.8	78.4	677.83	86.5
小樽市	125,028	△ 7.2	1.4	18.2	80.4	243.83	98.0
岩見沢市	86,054	△ 3.8	9.4	17.9	72.7	481.02	93.8
七飯町	28,785	0.1	10.4	21.1	68.5	216.75	86.4
富良野市	23,324	△ 3.3	20.5	13.9	65.6	600.71	90.7
余市町	20,152	△ 6.5	16.3	17.7	66.0	140.59	96.2
長沼町	11,489	△ 5.7	31.7	13.8	54.4	168.52	84.7
三笠市	9,519	△ 14.3	9.1	24.0	66.9	302.52	87.1
洞爺湖町	9,508	△ 10.7	15.2	14.0	70.8	180.81	94.3
蘭越町	5,030	△ 8.8	29.5	14.7	55.8	449.78	74.6
ニセコ町	4,983	3.3	21.3	9.8	68.9	197.13	85.3
乙部町	4,059	△ 8.5	15.1	30.6	54.3	162.59	70.2
仁木町	3,518	△ 4.2	47.0	8.0	44.9	167.96	84.3
奥尻町	2,939	△ 16.7	13.1	14.1	72.8	142.97	88.5

出所：総務省「平成26年度市町村別決算状況調」

式農業、三圃式農業、牧畜が内側から外側へ同心円状に広がる。都市化による近郊農業の再評価がされていることもあり、松原(2012)では産地の自然条件や組織的な取り組み、輸送手段や交通情報体系の革新、消費者の安全志向などがからみあって農業立地が成立する。

### 2-3 北海道のブドウ農家及びワイナリーの現状

図表5は北海道のワイナリーと委託醸造を行っているヴィンヤードをまとめたものである。ワイナリーは自社の醸造所を持ち、さらに厳密に述べるなら酒造免許を持つ。したがって、KONDO ヴィンヤードや清水町ワイン研究会は厳密にはワイナリーではない。しかし、ブドウを育てた責任者が醸造の責任者を兼ねている場合、醸造所を自前で持っていないともワイナリー・ヴィンヤードに含める。一方で、ワイン用ブドウのみで生計を立てているような大規模農家（弘津ヴィンヤードやコハル農園）が余市には存在するが、彼らは醸造責任者としてワインを醸造していないのでワイナリーには含めない。

2013年以降に出荷を開始したものだけでもキャメルファーム（余市町）、NIKI Hills Village（仁木町）、OSA WINERY（小樽市）、清水町ワイン研究会（清水町）、森臥（名寄市）がある。また、出荷はされていないものの、既に畑を修得し生産活動に入っているワイナリーやヴィンヤードはカーブ・デ・クラ（余市町）、ドメヌ・モン（余市町）、ル・レーブ・ヴィンヤード（仁木町）、オキ・ワイナリー（仁木町）などがある。山梨のまるき葡萄酒グループのワイナリーやアグリシステム社のワイナリーなど名称がまだ公表されていないものも出てきている。

北海道の新規参入ワイナリーの特色として、以下の3点をあげる。①資金源、②協力体制、③ワイン特区の存在である。

①の資金源については、ワイナリーの新規設立には簡素な設備でも数千万円、レストランなどの付帯設備を持つと一億円以上が必要である。したがって、農家の後継者でもない限り突如の新規参入は困難である。そのため、資金源の豊富な親会社がついてグループ化されていることが多い。例えば奥尻ワイナリーは海老原建設、OSA WINERYは福岡の外食産業OBUカンパニーが資金提供している。また、開業ができたとしてもすぐに現金収入が得られるわけではない。一般的に農業は年1回の収穫時期がキャッシュの回収時期であるが、ワイン用ブドウはワインに醸造してから最低でも半年、理想的には2-3年は熟成させる必要があり同じ年度で収入が得られない。したがってワイナリー設立から数年はシードルなどの果実酒やジュースで現金収入を得るところが多い。もしくは、松原農園のアスパラガス農園や多田農園のニンジン農園のように農園を併設し、単年度でキャッシュを得られる工夫がされている。

外部から資金を調達するワイナリーも少数派であるが存在する。農林水産省と地元金融機関の合同ファンドから六次産業化の予算を得て参入した例としては、余市町のオチガビ・ワイナリーが有名である。TAKIZAWA WINERYはミュージック・セキュリティーズ社のクラウド・ファンディングを利用して資金調達を行っている。

このように、ワイナリー単体で黒字化かつそれなりの収益を確保するのは容易でない。ワイナリー単体では赤字か、収益が小さいところがほとんどである。そこで、親会社との資本関係を有するワイナリーも多い。余市ワイナリーは日本清酒グループの一員であり、千歳ワイナリーもかつては山梨の中央葡萄酒の個人会社であった。アルコール関係以外のワインとはまったく異なる別産業（不動産業、エンターテインメント業など）の資金提供を受けている場合もある。また、東川振興公社のように運営主体が地方自治体の一部もしくは自治体の協力があるワイナリーもある。この分野でもっとも有名なのは池田町のブドウ・ブドウ酒研究所である。

②の協力関係は主にワイン製造の技術やワイナリー運営のノウハウに必要とされる。①では主に資金面での協力関係を述べたが、資金力があるからといってワイナリーとして成功するわけではない。寺谷（2015）によると、北海道のワイナリーには最大生産量を持つ小樽市の北海道ワイン出身者が多く、インキュベーターとなっている。例えば平川ワイナリーの平川氏、松原農園の松原氏は北海道ワインの職員として勤務していた経歴がある。職員ほどの寄与でなくとも、パートタイムでの勤務やアドバイザーとしての協力体制は多い。また、先行するワイナリーが新規参入希望者を実習生として受け入れ、有給の職員として作業を分担しながら、ワイナリー運営を指導していく実習制度を活用した事例も多い。余市地区のワイナリー増加の先鞭をつけたドメヌ・タカヒコからは2015年にドメヌ・アツシズキが、2016年にドメヌ・モンが酒造免許を取得して独立した。また、独立してもすぐには自社ワイナリーを持ってない場合や自社製造と異なる風味のワインを醸造したい場合などに、実習先で醸造を行うといった協力関係も維持しやすい。

また、北海道には日本初のカスタムクラッシュワイナリーである10Rワイナリーが立地しており、酒造免許の許認可条件を満たせない小規模ヴィンヤードが参入しやすい環境が整っている。

③のワイン特区に先立つ事例としては、2004年から実施されている新潟県のどぶろく特区がある。日本では酒類醸造には酒造免許が必要である。酒類醸造免許の取得には、最低醸造キロ数が果実酒で6kl、ワイン瓶750mlに換算すると8000本という壁がある。どぶろく特区はこれを1klに、ワイン特区はこれを果実酒の場合2klに引き下げたものであり、小規模ワイナリーの参入を促すことを目的としている。ただし、この基準でも個人農家では対応が難しいことがあり、醸造免許の条件を単独で満たせない場合、委託醸造がなされる。道内では2012年より余市町にワイン特区が認定され、リタファームが認定第一号となった。2014年11月よりニセコ町にワイン特区が認定され、ニセコワイナリーはこの認定第一号となった。ワインではないが、道内では2013年より深川市が果実酒特区を認定されており、特産のりんごによるシードルを醸造している。

図表5 北海道のワイナリー一覧

番号	名称	設立年	初ビンテージ	所在地	生産本数 (本/年)	生産 種類	自社生産ブドウ	醸造場所	備考
1	余市ワイナリー	1928年	1974年	後志地方 余市町	96,000	RBr	ソヴァイゲルトレーベ、 ミュラートワルガウ、シ ラー、Ch、リースリングな ど	自社醸造	日本清酒グループ
2	ドメーヌ タカヒコ	2010年	2010年	後志地方 余市町	13,000	R	PN	自社醸造	長野より移住
3	リタファーム&ワイナリー	1998年	2013年	後志地方 余市町	18,000	RB	SB、Ch、ケルナー、ハツカ ス、MR、PN、ツヴァイゲ ルトレーベ	自社醸造	余市ワイン特区1号
4	オチガビワイナリー	2012年	2013年	後志地方 余市町	40,000	RBr	Ch,MR,PN,アコロン、ゲ ヴェルトラミネールなど	自社醸造	新潟より移住
5	豊醸造	2011年	2014年	後志地方 余市町	250	r	ソヴァイゲルトレーベのみ	自社醸造	東京より移住
6	ドメーヌ アツシ・スズキ	2014年	2015年	後志地方 余市町	2,200	Br	ミュラートワルガウ	自社醸造	ドメーヌタカヒコ出身
7	平川ワイナリー	2015年	2015年	後志地方 余市町	25,000	RBr	ケルナー、キャンベル	自社醸造	フランス各地でソムリエとして修行後、北海 道へ移住。
8	カーブ デクラ	2016年	-	後志地方 余市町	-	RB	PN, Ch, MR, ハルベーク など	2019年自社醸 造開始予定	ソムリエ出身
9	ドメーヌ モン	2016年	2016年	後志地方 余市町	10,000 (予定)		PG	自社醸造	ドメーヌタカヒコ出身
10	余市のほりんファーム	2012年	-	後志地方 余市町				他社醸造	農場を併設
11	キャメルファーム	2013年	2014年	後志地方 余市町	2,000	r	ケルナー、レгент、レン ベルガー	北海道ワイ ン(2017年度より 自社醸造)	カルディコーヒーが手掛ける
12	ル・レーブ・ヴァンヤード	2015年	-	後志地方 仁木町	-		Ch, PN, PG, ピノムニエなど	オチガビワイ ナリー	オチガビ出身
13	オキ・ワイナリー	2015年	-	後志地方 仁木町	-		準備中		メデイカル技研とグループ。オチガビ出身
14	ペリーベリーファーム&ワイナリー-仁木	2008年	2009年	後志地方 仁木町	4,000	RB	ナイアガラ、PN,PGなど	自社醸造	
15	NIKI Hills Village	2014年	2015年	後志地方 仁木町	20,000	RB	PN,Chなど	自社醸造	東京のDDACグループが資金提供
16	松原農園	1994年	2005年	後志地方 蘭越町	8,500	B	ミュラートワルガウ、 ナイアガラ	自社醸造(2013 年までは北海道 ワインで醸造)	アスハラガス農場を併設。広島県より移住 し北海道ワイン勤務
17	ニセコワイナリー	2009年	2010年	後志地方 ニセコ町	500	RB	ハツカス、ツバイゲルト レーベ、SB、ミュラート ワルガウ、ケルナー、ゲビュ ルトラミナ、Ch,PN	10Rワイナリー	有機栽培にこだわる。野菜農園を併設。 ニセコワイン特区1号
18	厚知安ワイン	1986年	1986年	後志地方 ニセコ町	1,200	RB	ソヴァイゲルトレーベ	北海道ワイ ン	小売店(コンビニ)の収益を投入
19	北海道ワイン	1974年	1979年	後志地方 小樽市	2,670,000	RBr	PB,ケルナー、ミュラート ワルガウ、ソヴァイゲルト、 レーベ、ゲベルツトラミ ネール、セイベル	自社醸造	鶴沼にヴァンヤード
20	OSA WINERY	2015年	2015年	後志地方 小樽市	7,100	RB	準備中	自社醸造	福島の外食産業OBUカンパニーが資金提 供。神戸のChも買い付け
21	ばんげい味のワイナリー	1992年	2001年	石狩地方 札幌市	8,000	RB	山ノビーニオン、北醇	自社醸造	
22	八剣山ワイナリー	2011年	2011年	石狩地方 札幌市	15,000	RBr	カベルネフラン、ツバイゲ ルトレーベ、ミュラート ワルガウ	自社醸造	
23	さっぽろ藤野ワイナリー	2005年	2009年	石狩地方 札幌市	16,400	RBr	Ch,PN	自社醸造	主に余市地区からブドウを買い付け。

図表5 北海道のワイナリー一覧（続き）

	設立年	初ビンテージ	所在地	生産本数 (本/年)	生産 種類	自社生産ブドウ	醸造場所	備考
24	千歳ワイナリー	2011年	石狩地方 千歳市	15,000	RBr	-	自社醸造	山梨の中央葡萄酒のグループ
25	月浦ワイナリー醸造所	1997年	胆振地方 洞爺湖町	17,000	RB	ミュラー・トゥルガウ、ドルンフェルト	自社醸造	
26	奥原ワイナリー	2007年	釧路地方 奥原町	60,000	RBr	PN, Ch, MR, ケルナー, PG	自社醸造	海老原建設グループ
27	豊岡ワイナリー	1976年	釧路地方 乙訓町	25,000	RB	Ch, MR, セイベル, リーミング	自社醸造	札幌酒精工業が親会社
28	はこだてわいん	1973年	渡島地方 七飯町	184,320	RBr	ケルナー	自社醸造	
29	農業蔵	2014年	渡島地方 函館市	11,500	RBr	Ch, MR, PN, ナイガラ	自社醸造	
30	マオワイナリー	2006年	空知地方 長沼町	9,000	RBr	山ノビニオン, 碧松など	10Rワイナリー 自社醸造	
31	ナカザワワインヤード	2002年	空知地方 栗沢町	4,800	RB	ゲヴェルツトリスナー、ピ グリ、ケルナー、シル ヴァナー、PN	10Rワイナリー (2017年から自 社醸造)	関東から移住
32	10Rワイナリー	2012年	空知地方 岩見沢市	30,000	B	-	自社醸造	ココファーム出身 カスタムクラッシュワイナ リー(受託醸造所)
33	KONDOワインヤード	2007年	空知地方 岩見沢市	3,200	RB	PN, SB, Ch, PG, レンペ ルガーなど	10Rワイナリー (2017年から自 社醸造)	恵庭市から移住 歌志内・藤野ワイナリー 出身
34	宝水ワイナリー	2006年	空知地方 岩見沢市	50,000	RBr	PN, レンペルガー、ケル ナー、バツカス、Ch	自社醸造	
35	TAKIZAWA WINERY	2001年	空知地方 三笠市	18,000	RBr	SB, PN	自社醸造	コーヒーチェーンを売却して参入
36	YAMAZAKI WINERY	2002年	空知地方 三笠市	36,000	RBr	PN, MR, Ch,	自社醸造	
37	歌志内太陽ファーム	1999年	空知地方 歌志内市	10,000	RB	SB, PG, PN, セイベル, ツ ヴァイゲルトレーベ、ドル ンフェルト	北海道ワイン	一時期生産を中断。2016年以降復活。
38	さとう農園	2009年	上川地方 美瑛町	300	RBr	PN	宝水ワイナリー 自社醸造	メロンと豚肉屋の収益を投入。地元のみ提供
39	富良野市ぶどう果樹研究所	1972年	上川地方 富良野市	288,000	RBr	ふらの2号	自社醸造	
40	レンズワイナリー(仮称)	2015年	中富良野町、 富良野市	150,000 (予定)	RB	PN, SB, ミュラートウ ルガウ	委託-自社醸 造(2018年より)	山梨のまるき葡萄酒グループ
41	多田農園	1999年	上川地方 上富良野町	4,000	RB	PN, MT, Ch	10Rワイナリー 自社醸造	にんじん農場を併設
42	アグリシステム社のワイナリー(仮称)	-	上川地方 上富良野町	30,000 (予定)	R	山幸など	-	芽室町のアグリシステムグループ。有機栽培。
43	重川振興公社	1980年	上川地方 重川町	5,000	R	セイベル	10Rワイナリー	重川町が畑を所有
44	森畝	2004年	上川地方 名寄市	780	RB	バツカス、小公子	10Rワイナリー	もち米の収益を投入。2011年のブドウが定植
45	池田町ブドウ酒研究所	1964年	十勝地方 池田町	394,000	RB	清美、山幸	自社醸造	自治体ワイナリーのさきがけ
46	MEMUROワインヴァレー研究会	2015年	-	-	-	MR	-	
47	清水町ワイン研究会	2015年	十勝地方 清水町	700	R	キヤンベル・山ブドウ・清 舞・山幸・清美	藤野ワイナリー	不動産業の収益を投入
	鶴沼ワイナリー	1974年	空知地方 浦臼町	-	-	PBケルナー、ミュラートウ ルガウ、ツヴァイゲルト、 レーベ、ゲベルツトリス ナー、セイベル	自社醸造	北海道ワインの直営農場。醸造所はない

注：總かけは2014年以降に設立されたもの。R:赤, B:白, r:ロゼ。ブドウの品種は Ch: シャルドネ, SB: ソー  
ビニオン・ブラン, PG: ピノ・グリ, PN: ピノノワール, CB: カベルネソーヴィニヨン, MR: メルロー。

### 3. ワイン生産の課題と見通し

順調に見える北海道のワイン産業だが、いくつかの課題を抱えている。まずは道内に限らないが、これまで日本でいわゆるワイン法が整備されていなかったために、ラベル変更・原料調達など対応がせまられている点である。

世界のワイン生産の過半を占める EU 諸国はワインとワイン用ブドウの生産を農業政策として捉えており、ワインの製造法を規定するワイン法を制定している。2014年6月には日本でも「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」、通称地理的表示法が制定された。その条文は、蛭原（2014）で「日本版 AOC とでもいうべき内容で、EU ワイン法の心臓部である地理的表示の諸規定と類似した部分が数多く散見される」と指摘されている。

図表6は規模別のワイナリーの使用原料調達先であるが、規模が100kl以下のワイナリーはほとんど国産原料を使っているが、規模が大きくなるほど輸入原料の使用が大きくなるのが分かる。大規模ワイナリーほど大量のワインを生産することから、原料調達先の変更にかかるコストは大きいと予想される。

また、すでに全国的に有名なワイナリーのワインの中には、生産量が少ないためにほとんど市場に出回らないものも存在する。供給過剰であれば生産量を増加させるか、価格を引き上げることが経済学的には解決策としてあげられるが、生産者たちはそれをよしとしない。むしろ、自分たちのテロワールが含まれた生産物を地元で味わってほしい、生産量を増やすと質が落ちてしまうと主張する。一般に小売をせずに各ワイナリーの新年を理解する特定のレストランのみに卸し、そこへ行けば味わえるようにするといった解決策が取られているが、全ての需要には応えられていない。

図表6 規模別の果実酒製造企業の使用原料調達先（2015年）

専業割合 製成数量規模	区分	企業数	国産原料			輸入原料			合計
			生ぶどう	その他		濃縮果汁	その他		
		者	t	t	t	t	t	t	t
専業割合 80%以上	100kl未満	61	2,079	2,073	6	6	6	0	2,084
	300kl未満	11	2,339	2,336	3	191	126	65	2,530
	500kl未満	5	1,859	1,857	2	96	96	0	1,955
	500kl以上	5	4,520	4,475	45	1,085	1,085	0	5,605
	小計	82	10,796	10,740	56	1,378	1,313	65	12,174

出所：国税庁

#### 4. まとめと今後の展望

北海道では今後も年数件のワイナリーの新規参入がみこまれるが、一方でいつまでも右肩あがりの状況が続くわけではない。生産量・生産軒数といった量の勝負ではなくなり、各ワイナリーの質が問われるようになることから、廃業・代替わりなどの淘汰が始まると思われる。

北海道全体で見れば、日本の他地域よりはブドウ用農地の余裕があり新規参入者の受け入れ余地があること、温暖化によってこれまで北海道では育たなかった新しい品種の開発が可能になることなどプラス要因は多い。

ワイナリーボランティアを募集し、生産過程にかかわってもらうことで付加価値を高める工夫もされている。特にブドウ収穫の時期の収穫祭は短期間で大量に労働力が必要なこともあり、多くのワイン愛好家が道内・道外から駆け付け、ワイナリーと一体化している。これらはミクロでは地域に対する愛着を深めることでもある。地域創生政策が叫ばれる中、地方におけるワイン産業は、農業の高付加価値化、六次化の好例であり、人口減少下の日本で注目すべき状況が続くであろう。

(注) 本研究は平成 26 年度札幌大学研究助成を受けたものである。

#### 参考文献・資料

- 蛭原健介 (2014) 「はじめてのワイン法」 虹有社.
- 鹿取みゆき (2016) 「日本ワイン 北海道」 虹有社.
- 永田修・小林和彦・丹波勝久・平川敦雄・滝沢信夫・小野悟・矢崎友嗣・広田知良 (2014) 「ワイン産地としての北海道空知地域の将来展望」 日本農業気象学会 2014 年度全国大会オーガナイズドセッション 報告.
- 寺谷良司 (2015) 「北海道におけるワイン産業の新動向」 『愛媛大学法文学部論集』 第 39 巻 pp.39-69.
- 松原宏 (2012) 「産業立地と地域経済」 NHK 出版.
- Kanae Musha (2015) "Economic Analysis of the Accumulation of the Japanese Wine in Hokkaido" 14th International Conference of the Japan Economic Policy Association, at Toyo University
- 国税庁 「果実酒製造業の概況」 各年版.
- 国税庁 「国税統計年報」 各年版.
- 総務省 「平成 26 年度市町村別決算状況調」.
- 農林水産省 "六次化産業" <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/houritu/>
- 農林水産省 "地理的表示法" [http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi\\_act/outline/](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/outline/)